

## 労協静岡介護職員初任者研修講座学則

(開講目的)

第1条 高齢者の増加及び多様化するニーズに対し、適切なサービスを提供することができるようになる質の高い介護職員を育成し、もって地域福祉社会に貢献することを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。  
労協静岡介護職員初任者研修講座

(研修課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。  
介護職員初任者研修課程 (通学)

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「労協静岡介護職員初任者研修講座会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね3か月とする。

(講師氏名)

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「労協静岡介護職員初任者研修講座講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第8条 研修時間数は、別紙3「労協静岡介護職員初任者研修講座カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上評価を得た者を修了者と認める。

2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護

技術の修得が講師により評価される事を含む。

3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としA(90点以上)、B(89点～80点)、C(79点～70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第10条 受講申込手続きは以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を企業組合労働センター事業団(以下「事業者」という)が確認する事で受講申し込み手続きを完了したとみなす。なお委託研修等の場合は、その都度、募集案内等において定める。

(1) 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要な事項を記載のうえ、事業者に郵送にて提出する。

(3) 受講決定通知等

事業者から受講決定通知書及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第11条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。なお委託研修等の場合は、その都度、募集案内等において定める。

(1) 受講料	65,000円
(2) テキスト代	3,500円(税込)
(3) 保険代	500円
(3) 健康診断費用	(別途自己負担)
(4) 補講料(講義及び演習・評価においてD判定の者)	1,000円/1時間

(返金について)

第12条 受講申請手続完了後の返金が行わない

(健康診断書の提出)

第13条 受講申込手続きが完了したとみなされた者(以下「受講生」という)は、以下の受診項目を記載した健康診断書を、事業者に提出する。これに係る費用は受講生が負担する。

【受診項目】 ・ 問診 ・ 胸部X線 ・ 検便

(保険加入)

第14条 三井住友海上火災保険株式会社の「求職者支援訓練生補償制度」に全ての受講生が加入するものとし、これに係る費用は受講生が500円負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第15条 研修を欠席した者のうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また補講に係る料金は第11条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第16条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

株式会社 QOL サービス 出版  
介護職員初任者研修テキスト

(受講取消)

第17条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講生の受講を取消することが出来る。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者
- (4) その他、事業者が不適当とみなした者

(退講)

第18条 第17条各号により受講を取り消されるに至った場合は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第19条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第20条 事業者は、第9条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第21条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「労協静岡介護職員初任者研修講座修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

- 第22条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。
- 2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成25年7月10日から施行する。(指定年月日)